平成２６年（フ）第４２８号
静岡市清水区駒越東町10番79号　コーポＲＹ101
債務者　石貝　　武
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２９号
静岡市清水区駒越東町10番79号　コーポＲＹ101
債務者　石貝　幸代
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４２号
北九州市若松区赤崎町15番１―401号
破産者　市川　　誠
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４９号
北九州市小倉南区下石田１丁目５番２―205号
破産者　番匠　功一
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２６８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1957番地の23
破産者　枝吉美紗子
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８６４号
愛知県豊明市新田町錦１番地18　レジデンスニシキＡ棟103号
破産者　山中　　誠
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８５号
愛知県知多郡武豊町字長峰41番地４
破産者　伊藤　裕樹
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３８号
北九州市門司区寺内５丁目６番３号
破産者　山根　克美
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２７５号
北九州市八幡西区菅原町１番43―206号
破産者　中川小夜美（旧姓鬼塚）
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２９号
北九州市八幡西区青山２丁目４番10―101号
破産者　長岡　秀明
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８１号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1749番地82
破産者　井上　敏昭
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第９４号
佐賀県武雄市北方町大字志久2381番地15
破産者　松尾美也子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３３９号
熊本市北区四方寄町594番地５
破産者　井　　史範
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目９番15号　ライズ269―503号、申立時の住所鹿児島県鹿屋市笠之原町２番32―２号ダイヤモンドマンション100号
破産者　田中るみ子（旧姓岩﨑）
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森71番地７
破産者　阿部　義雄
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７３４号
仙台市宮城野区岡田字堀切前96番地
破産者　斉木　次雄
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
仙台市宮城野区小鶴３丁目１番２―301号、従前の住所仙台市宮城野区東仙台３丁目10番20号　鎌田コーポ７
破産者　土田　友美
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
仙台市若林区沖野２丁目１番31号、従前の住所宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目16番地の４
破産者　齋藤　裕二
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係